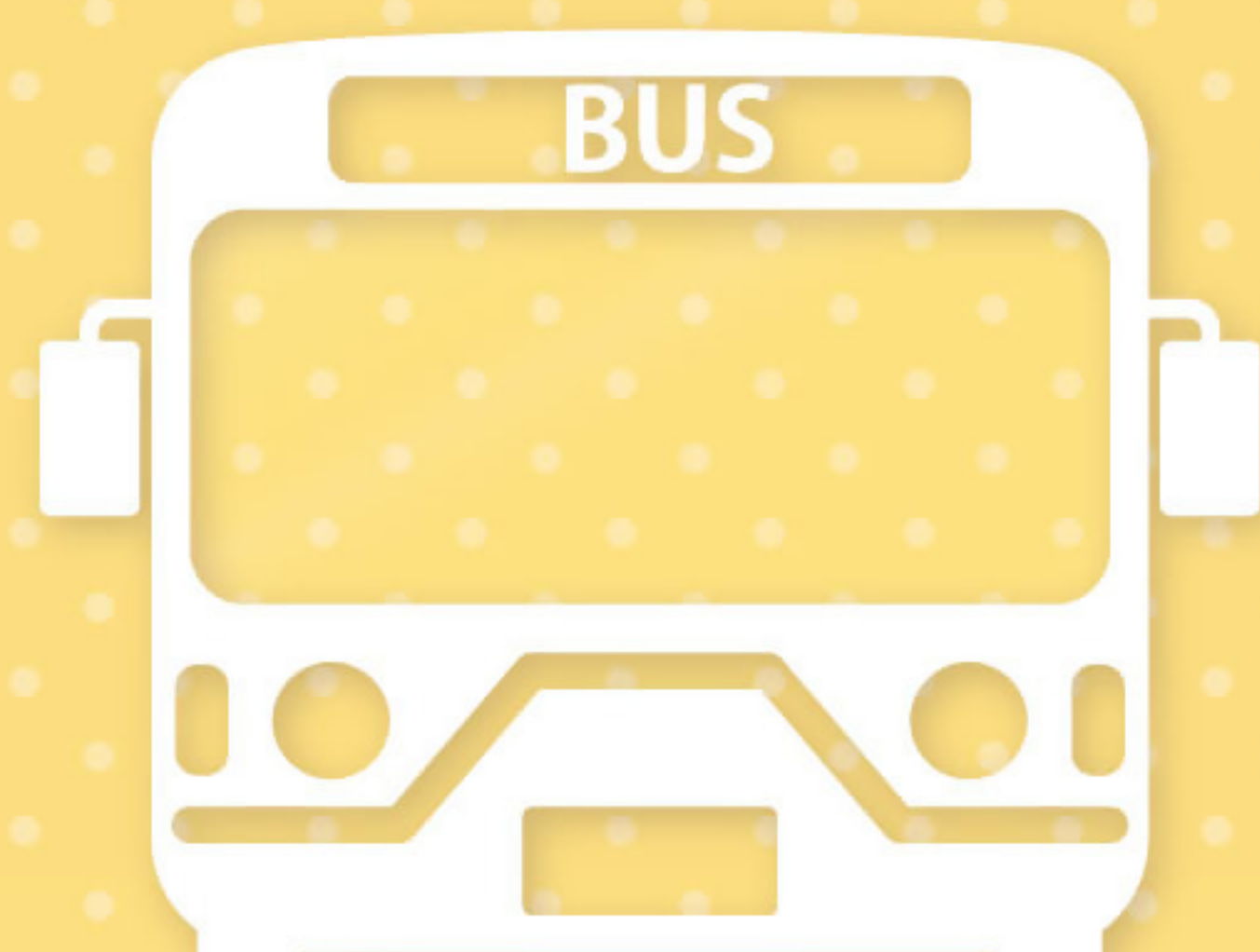




春日井市 交通共通利用助成券

子どもたちが幼い頃から公共交通に親しみ、将来の利用につながるよう、
国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、
未就学児のいるご家庭にバスやタクシーなどでご利用できる
「交通共通利用助成券」をお届けします。



交通共通利用助成券(100円券30枚綴)

お一人様
あたり

3,000円分



対象
交通機関



種別	事業者名	利用対象
バス	● かすがいシティバス ● 北部オンデマンドバス ● サンマルシェ循環バス ● あおい交通 ※こまき巡回バス「こまくる」は対象外	乗車運賃
タクシー	● 春日井タクシー ● 近鉄東美タクシー ● 名鉄西部交通 ● 尾張交通	乗車運賃
その他	● ゆっくりカート(石尾台地区運行)	乗車運賃



利用方法 料金支払時に必要額を切り取って運転手に渡してください。

配付対象者 4月1日現在、春日井市に住民登録のある未就学児

利用期限 令和9年1月31日(日) ※期限を過ぎるとご利用できなくなります。

お問い合わせ先

春日井市 交通共通利用助成券 コールセンター



0120-083-107

受付時間 9:00~17:00(土日祝日除く)

開設期間 9月1日(火)~12月28日(月)